

余目中学校部活動・支援クラブ活動 確認事項（ガイドライン）

R7. 4. 1～

区分 項目	余目中学校（教育活動の一環として）の部活動・支援クラブ活動	
	A 部活動 (学校教育活動)	B 支援クラブ活動 (保護者会活動) ※R7年度末で廃止
目的	◎強くたくましい心身の育成と豊かな人間性の育成 ・自主性と協力性を培い望ましい人間関係をつくる。 ・体力の向上と健康の増進に努めるとともに生涯スポーツの基礎をつくる。 ・休日の部活動の段階的な地域移行に向け、地域と連携した取り組みを推進する。	
運営	◎学校（顧問）・保護者会・地域指導者（コーチ）による 三者の連携と機能の分担による運営 ・学校並びに庄内町教育委員会や庄内町体育協会の方針に基づいた運営 ・各部や支援クラブ毎に定めた「規約」に基づいた運営（規約の策定と改善の継続）	
加入	◎任意加入 ・毎年4月末に登録 ・活動の推奨 ・活動の形態についての確認 (部活だけ・クラブだけ・部活とクラブ兼務)	◎任意加入 ・支援クラブ加入申込書の提出で確認する。強制せず個人の事情を優先する。部活だけ加入しクラブに加入しない生徒も認める。 ・支援クラブ活動（保護者会活動）、その他の活動（生涯スポーツ・文化活動）への参加は保護者の判断によるものであり、活動への参加を生徒に強制しない。
管理と指導	・管理は校長の責任による。 ・指導は校長が依頼する顧問または、教育委員会が委嘱した部活動指導員、地域クラブ指導者が指導にあたる。引率は顧問、部活動指導員が行う。	・校長が申請に基づき許可し、責任は保護者会とする。 ・保護者会と教育委員会が委嘱した地域クラブ指導者が指導、引率、管理にあたる。
活動の時間	◎夏季（4月～10月）～17:30 ◎冬季（11月～3月）～17:10 ※火・水・木・金曜の4日間 ◎土日のいずれかが半日（3時間程度） ※休日は令和8年度から実施しない。それまでは段階的に休日の活動を減らす。 ※部活動顧問は、本ガイドラインを遵守し、部活動・支援クラブ活動を併せた「月別活動計画表」を各月25日まで担当に提出し、点検を受ける。管理職の点検を受けその後、生徒に連絡、配布する。令和7年度は休日の部活動に顧問がつくのは8月までは最大月1回、9月以降は休日顧問はつかない。（中体連主催大会を除く） 令和8年度以降は休日は部活動・支援クラブ活動としては実施しない。	◎平日2時間程度（部活動とあわせて） ◎土日、休日、長期休業は3時間程度 ◎夜間練習は週2日以内、21時完全消灯
活動のない日	①週に2日は「ABC活動休止日」を設ける。 ②庄内町では毎週月曜日（祝祭日を除く）を「中学生の休養日」としているため、月曜日は「ABC活動休止日」とする。 ③A（部）活動を行う場合は土日のいずれか1日とする。 ※もう1日連続して活動する場合は、B（保護者会活動）、C（その他の活動）で行う。 ただし、土曜、日曜日に連続して活動する場合は、翌週の平日2日間を休止日とする。 ④ガイドラインの目標実現のため、1ヶ月の土日、祝日、学校の振替休日の中で3日以上は「ABC活動休止日」を設ける。（●テスト前活動停止日を除く） ⑤年間計画に●印がついている日はABC活動を行わない完全休養日とする。 （特別な事情がある場合は、顧問は事前に管理職の許可を得、職員に周知する。） ⑥祝日等で3連休の場合は、少なくとも1日をABC活動休止日とする。 最終日が望ましい。大会直前であっても、3日連続の活動は行わない。 ⑦その他、感染症の発生や台風等については学校長の指示に従う。 ⑧大会参加の関係で上記以外に活動を必要とする部・クラブは校長の許可を要する。	

長期休業	○活動可能日数は<u>休業期間の半分程度</u>とする。 ○月曜日は活動を行わない。 ○<u>土曜、日曜日に連続して活動する場合は、翌週の平日2日間を休止日とする。</u> ○ガイドラインの目標実現のため、<u>1ヶ月の土日、祝日、学校の振替休日の中で3日以上は「ABC活動休止日」を設ける。</u> ※8月は閉庁期間の●印を含めて良い。 ○東北大会、全中、Nコン、全日本合唱コンクール等がある場合は、管理職と相談の上、特例として閉庁期間も活動する場合がある。 ○休業日の土日は原則としてB,C(C-1またはC-2)活動とする。ただし、生徒指導上、A活動とする場合は 土日のいずれか1日とする。	
活動場所 (減免申請)	----- 本校の施設 及び 庄内町・鶴岡市の施設 ----- ・使用料金の減免（全額免除）申請をする。 ・普通日の21時までの活動は減免申請 ・土曜、日曜の18時までは減免申請 ・庄内町は月曜日の中学生への施設開放なし	
保 険	○日本スポーツ振興センターの保険 (本校生徒全員加入)	○任意保険へ加入（B活動必須の条件） 加入保険の内容がわかるものを1部コピーし、学校に提出する。
経 費	○施設、用具、消耗品等は学校予算による ・教育振興会の支援あり ・個人持ちの用具は個人（保護者）負担。	・左記で不足分は支援クラブ毎に会費を負担する。保護者の経済的負担に配慮する。
大会参加	○下記の大会は、部活動顧問が監督を務め指導・付き添いにあたる。 ・中体連、中文連主催の大会	○左記以外の大会は、出場の有無も学校と相談し、支援クラブで対応する。 ・参加大会は、大会の趣旨、生徒の疲労度や経済的負担を考慮して計画する。
強化練習 練習試合	・中体連主催の強化練習会は、参加を含め部活動顧問が対応する。 ・顧問は、生徒の状況に配慮し練習試合を計画する。原則3時間程度とするが、競技時間が長い種目については、活動時間を6時間以内とする。また生徒の疲労を十分に考慮する計画を立てる ・令和8年度以降は休日の部活動としての練習試合など、交流は行わない。	○左記以外に計画する場合は、学校と相談し支援クラブで対応する。
遠征・合宿	※遠征とは、他県での練習試合、正式な予選会を経ない任意の大会に参加する場合をいう。 ○計画しない。	・宿泊を伴う遠征は、2泊3日以内で年3回以内とする。 ・合宿は、長期休業中とする。 ・県外遠征、宿泊を伴う遠征にあたっては計画段階で学校に連絡し計画書を学校長あてに1週間前に提出する。 また、教育委員会に届出る。
朝練習	○計画しない。	・町体協等が主催する朝練習等にどうしても参加を希望する必要がある場合は、事前に校長に報告し、計画書を提出し許可を得る。 また、全職員に周知する。
大会送迎 (S B申請)	○総体・新人戦はS B担当者が各顧問と調整し計画する。 ○文化部の大会前参加については、顧問が申請する。 ○県大会、東北大会（隣県のみ）については出場部顧問の計画で学校が申請する。	○総体・新人戦以外の大会は支援クラブで送迎する。但し、町への申請で許可された大会はS Bを利用することも可能である。

●部活動（学校教育活動）

野球 バレーボール男子 バレーボール女子 バasketボール男子 バasketボール女子
ソフトテニス男子 ソフトテニス女子 卓球男子 卓球女子 剣道男女 陸上 吹奏楽
美術

※ 生徒数、施設の利用、職員数等を考えて現状の部活動数を増やさない。
但し、個人競技（中体連種目）で日常的に活動が行われている場合、そして、総体・新人戦への参加を希望する場合は、校内状況を考え、校長が参加等の判断をする。

●支援クラブ活動（保護者会活動）

バレーボール男子 バレーボール女子 バasketボール男子 バasketボール女子
ソフトテニス男子 ソフトテニス女子 卓球男子 卓球女子 剣道男女 吹奏楽

●その他の活動＝C 1 活動（生涯スポーツ・文化活動）

- ①庄内町スポーツ協会に加盟する団体の活動
 - * 庄内町中学生地域クラブ等
(こめっちわくわくクラブ中学生クラブコース(陸上)、庄内柔道クラブ、F C 余目、庄内ソフトボールクラブ、庄内少年野球クラブ、立川体操スポーツ少年団)
- ③中学生が参加する町のスポーツ少年団活動
- ④響ホール事業推進協議会が育成団体として認める団体の活動

●その他の活動＝C 2 活動（C 1 以外のその他の活動）

外部クラブ① 学校代表で中体連主催の大会に出場している生徒が所属するクラブ

K Sクラブ(ソフトテニス) スキー 鶴岡スイミングクラブ クロスライン、プラスワン、スパール、アテネ体操クラブ、乙坂体操クラブ等

外部クラブ② 学校代表で中体連主催の大会に出場していない生徒が所属するクラブ

モンテディオ山形、庄内F Cアカデミー、鶴岡キャロル、空手、ダンス、酒田リトルシニア、

外部クラブの活動については、目的・運営・加入・管理と指導・活動時間や場所・保険・経費・大会参加について、主催者の意向で行われるものとする。但し、同じ余中生が活動していることもあり、学校教育に大きく影響を及ぼす事態には、保護者の意向を重視しながら、外部クラブへ校長が連絡をとる。

※朱書きの部分は今年度からの変更や来年度への注意点となります。